

千葉市議会「議会のあり方」検討協議会

第 3 部会 協議状況報告（政策立案・政策提言、監視・評価に関すること）

優先協議事項：政策立案・政策提言、議員発議による条例、執行機関の監視・評価

報 告 内 容
1 前回報告会での報告事項（第 1 回～第 5 回まで） （1）部会において最初に協議する優先協議事項を「執行機関の監視・評価について」と決定し、具体的に協議すべき優先検討項目として「質問方法等の見直し」、「審査方法の見直し」に決定した。 （2）質問方法等の見直しにおいて合意された事項 合意事項：第 3 部会別紙 1 のとおり 2 協議経過 第 6 回（平成 24 年 4 月 19 日） （1）質問方法等の見直しについて 委員会における一問一答を導入する際の課題等のうち、方向性について決定していない発言時間の制限について、各会派の検討結果について報告した後、協議したが、発言時間に制限を設けるか、否かで、各会派の意見が分かれているため、再度協議することとした。 （2）審査方法の見直しについて 予算・決算の審査方法の見直しについて、各会派での検討結果について報告した後、協議した結果、分科会数については、5 分科会で了承が得られたが、全体を見てから再度検討することとした。 また、そのほかの見直す事項については、各会派の意見が分かれているため、再度協議することとし、当部会に出席していない市民ネットワーク及びみんなの党についても意見聴取することとした。 第 7 回（平成 24 年 5 月 22 日） （1）質問方法等の見直しについて 一問一答を導入する際の課題のうち、方向性について決定していない発言時間の制限について、各会派の検討結果について、変更点を中心に報告した後、協議を行ったが、再度持ち帰り、次回協議をすることとした。 （主な意見等） ・ 委員会は、1 人が長時間独占するのではなく、簡潔に質疑を行うことが必要である。発言時間に制限を設けないのであれば、一問一答を導入しないとの意見 ・ 1 議案に 60 分もかからない、現実的には 1 人 30 分程度との意見 ・ 単に時間ではなく中身の問題である。20 分、30 分であれば合意できないとの意

見

- ・ 自民党より具体的な制限時間については会派に持ち帰りたいとの意見

(2) 審査方法の見直しについて

①分科会数について

部会として5分科会での方向で合意できたが、全体を見てから再度検討することとした。

なお、部会に出席していない会派から5分科会以外の意見があったことから、その取り扱いについて協議した結果、部会として結論を「議会のあり方」検討協議会へ意見をあげていくこととした。

②財政審査について

再度委員の「財政局に対する審査」のイメージを聞くとともに会派での検討結果について変更点を中心に意見・報告が述べられた後、事務局より予算・決算審査特別委員会の審査の流れ及び変遷について説明が行われた。

予算・決算を審査するに当たり、財政審査の結論により他の協議項目も影響を受けることから、そのほかについては今後の検討とし、次回は財政審査を中心に検討することとした。

(主な意見等)

- ・ 議案研究等で勉強している。深く掘り下げた質問を行い、内容は現在と同様で良いとの意見
- ・ 財政審査を何のために聞くのか、目的、すみ分けが大事であるとの意見
- ・ 現在の予算審査は、事業の良し悪しだけでなく、良くても優先度の違いが出てきていることから全員で審査し、各分科会に分かれるのが良いとの意見

第8回（平成24年7月4日）

(1) 質問方法等の見直しについて

委員会における一問一答を導入する際の課題のうち、前回の会議で持ち帰りとなっていた具体的な発言時間の制限について、自民党より答弁を含め20分との発言があった。

これに対して、各会派より意見が述べられたが、部会としての結論を得ることができなかったことから、第7回「議会のあり方」検討協議会での申し合わせにより、委員長より試案を提示してもらうことで了承を得た。

(主な意見等)

- ・ 時間制限を設けないとの意見
- ・ 先例に掲載するか否かにこだわらず、委員長の采配にきちんと従うこととするとの意見
- ・ 一問一答の目的から考えると、深く掘り下げるには20分では短いとの意見
- ・ 先例としては、議事進行に協力するなどの文言を掲載し、時間制限は設けないが、申し合わせとして、1議案30分以内を目途とすることを合意しておくとの意見

(2) 審査方法の見直しについて

財政局審査をどのように行うかによって他の見直し項目にも影響することから、前回に引き続き、財政局審査についての検討を行った。

最初に事務局より論点について説明し、事前提出してもらった資料をもとに下記の4

項目について協議し、小川委員長より、「特出して審査する財政局について、質問内容が財政局で扱っている事業内容となってしまうと、特出ししてまで実施する必要があるのかということを今一度検討して欲しい。また、予算と決算の違いについてイメージしてシミュレーションしてもらいたい」とのアドバイスがあった。

(協議事項)

- ① 全員で財政局への審査をする場合、代表質疑と分科会での質疑の違いについて
- ② 分科会における財政局審査において、5分科会または全員で審査した場合のメリット・デメリット、全議員による審査とした場合の質疑内容について
- ③ 財政局審査の方法について
- ④ 委員の差し替えについて

第9回（平成24年8月27日）

(1) 質問方法等の見直しについて

委員会における一問一答を導入についての委員長試案が提示され、各委員からの意見聴取し、小川委員長より「委員会での意見を踏まえ、先例では上限を設けないこととし、将来を見据え、一委員が納得いかず、長時間に渡り聞いてしまうと他の質問をしたい委員の権利を侵害してしまうことになりかねないので、ある程度の上限を設けた方が良いと考えている。ただ、議題によっては、その限りでないとの一文を入れて良識で訴える部分については申し合わせとしている」との発言があり、今回、初めて委員長試案が提示されたことから、各会派持ち帰り、次回、協議することとした。

(主な意見等)

- ・ 先例については了承するが、議会改革をやっているのに時間制限を設けるのはどうかとの意見
- ・ 会派としては、20分だったが、30分については了承する、委員長試案を了承するとの意見

(2) 審査方法の見直しについて

財政局審査をどのように行うかによって他の見直し項目にも影響することから、前回に引き続き、財政局審査についての検討を行った。

最初に前回までに提案された3つの案（第3部会別紙2参照）について確認し、財政局審査のみ全議員で構成する特別委員会で審査することの考え及び全議員で審査することの意義について、白鳥委員よりの説明の後、下記の3案について協議が行われ、小川委員長より「予算編成の基本的な考え方はあらましで説明をし、代表質疑も行っている。分科会での財政局所管の歳出については、説明と質問が重複になってしまうのではないかと。そもそも5分科会としたのは、専門ごとに分けた方が、より議論が深められるという提案である。5分科会での方向性は決まっているので、5分科会をどう運用していくかに集中すれば結論は出るのではないかと。今後、文書報告で良いとするかは一連の流れで考えていかないといけないとの発言があった。

(主な意見等)

①案について

- ・ あまりにも細分化されると将来トータルの視野が失われる恐れがある、やはり財政局の議論を全員で聞ける機会を担保することは必要であるとの意見

- ・ 総括説明だけでは理解できないし、代表質疑は財政局だけではなく確認する情報量が多い。全庁一元管理など財政局についての重要性が高まっているので、議員全員できちんと見ていくべきとの意見

②案について

- ・ そもそも会派があるので、少数会派は総括説明と質疑等の中で、対応すれば良いのではないかとの意見
- ・ 委員外議員の発言がどれだけの効果があるのかとの意見
- ・ ②案が、議会としての位置づけとしては良いのではないか、委員会では委員以外の発言を認めるのはどうか。少数会派には分科会所属の優先を考えれば良いのではないかとの意見

③案について

- ・ そもそも会派があるので、少数会派は総括説明と質疑等の中で、対応すれば良いのではないか、特出ししている財政局審査の位置づけが分からないとの意見
- ・ 市政の監視をしていくという大きなところでは会派を超え共有して行く部分、場が必要であるとの意見
- ・ ③案は現状のメリットと5分科会のメリットが得られる審査方法であるとの意見
- ・ 審議内容をきちんと把握した上で、それぞれの分野を考えるべきとの意見
- ・ 予算へ修正をかけるためには、予算審査、分科会できちんと議論していることが重要である。修正をかけて予算編成していくことは、議会の機能を高めていくことになるとの意見

その他の意見について

- ・ 財政局審査のための資料が不足しているとの意見
- ・ 昔は、無所属はいなかったが、将来増える可能性がある。結局多数決で決まったとしても少数意見や反対意見を尊重するのが千葉市議会であるので、そこは大事にしたいとの意見

第10回（平成24年9月12日）

(1) 質問方法等の見直しについて

持ち帰りとなった委員会における一問一答を導入についての委員長試案に対する各会派の検討結果を聴取し、協議した結果、委員長試案により委員会における一問一答を試行し、検証した上で、運営上の不都合な事項は見直すことで合意した。

(主な意見等)

- ・ 原則は発言時間に制限を設けるべきではないが、部会における協議において各会派が折り合いをつけ、合意する状況を踏まえれば、賛成とは言えないが反対することも難しいため、試行し、検証した上で、運営上の不都合な事項を改善することを要望するとの意見

3 協議が整った事項

「質問方法等の見直し」において合意された事項

合意事項：第3部会別紙1のとおり

4 今後の進め方等

(1)「質問方法等の見直し」について

平成24年第4回定例会より委員会等における一問一答方式を試行し、検証し不都合な事項等を見直しを行う。

(2)「審査方法の見直し」について

予算・決算審査分科会の運営方法の見直しについて、財政局の審査方法を引き続き協議し、財政局の審査方法が決定された後に、分科会における質疑内容、分科会の審査日程等の協議を行う。